

キャリアアップ助成金が 変わります！



2025年4月以降の変更点のご案内

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

2025年4月以降、正社員転換や賃金規定等の改定の取り組みを行った場合に適用されます。

正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成。

支給対象者の範囲・助成額の変更

現 行	
有期→正規 80万円(60万円) 無期→正規 40万円(30万円)	
【加算措置／加算額】	
・ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合 28.5万円	
・ 母子家庭の母等又は父子家庭の父 9.5万円(有期→正規の場合)	
・ 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員転換 9.5万円(一部11万円) (有期→正規の場合) 等	
改 正 後	
【重点支援対象者】	【重点支援対象者以外】
有期→正規 80万円(60万円)	有期→正規 40万円(30万円)
無期→正規 40万円(30万円)	無期→正規 20万円(15万円)
「重点支援対象者」とは	
a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者	
b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者	
①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下	
②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない	
c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者	
※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします	

新規学卒者については、雇い入れられた日から起算して
1年未満のものについては、支給対象者から除外しました。

()は大企業の助成額

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、適用させた場合に助成。

① 支給区分の新設と助成額の変更

支給区分を2区分から4区分と増やし、助成額を拡充します。

賃金引き上げ区分・助成額

現行			
3%以上5%未満		5%以上	
5万円(3.3万円)		6.5万円(4.3万円)	
改正後			
3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
4万円 (2.6万円)	5万円 (3.3万円)	6.5万円 (4.3万円)	7万円 (4.6万円)

② 加算措置の新設

有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合、1事業所当たり1回のみ
20万円(15万円)を加算します。

()は大企業の助成額

各コース共通

キャリアアップ計画書の取り扱いを簡素化

キャリアアップ計画書については、各コースの取り組み実施日の前日までに管轄の労働局長に提出し、認定を受ける必要がありましたが、**届け出のみでよい**こととしました。

キャリアアップ計画書とは

有期雇用労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、今後のおおまかな取り組みイメージ(対象者、目標、期間、目標達成のために実施する取り組み)をあらかじめ記載するものです。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。



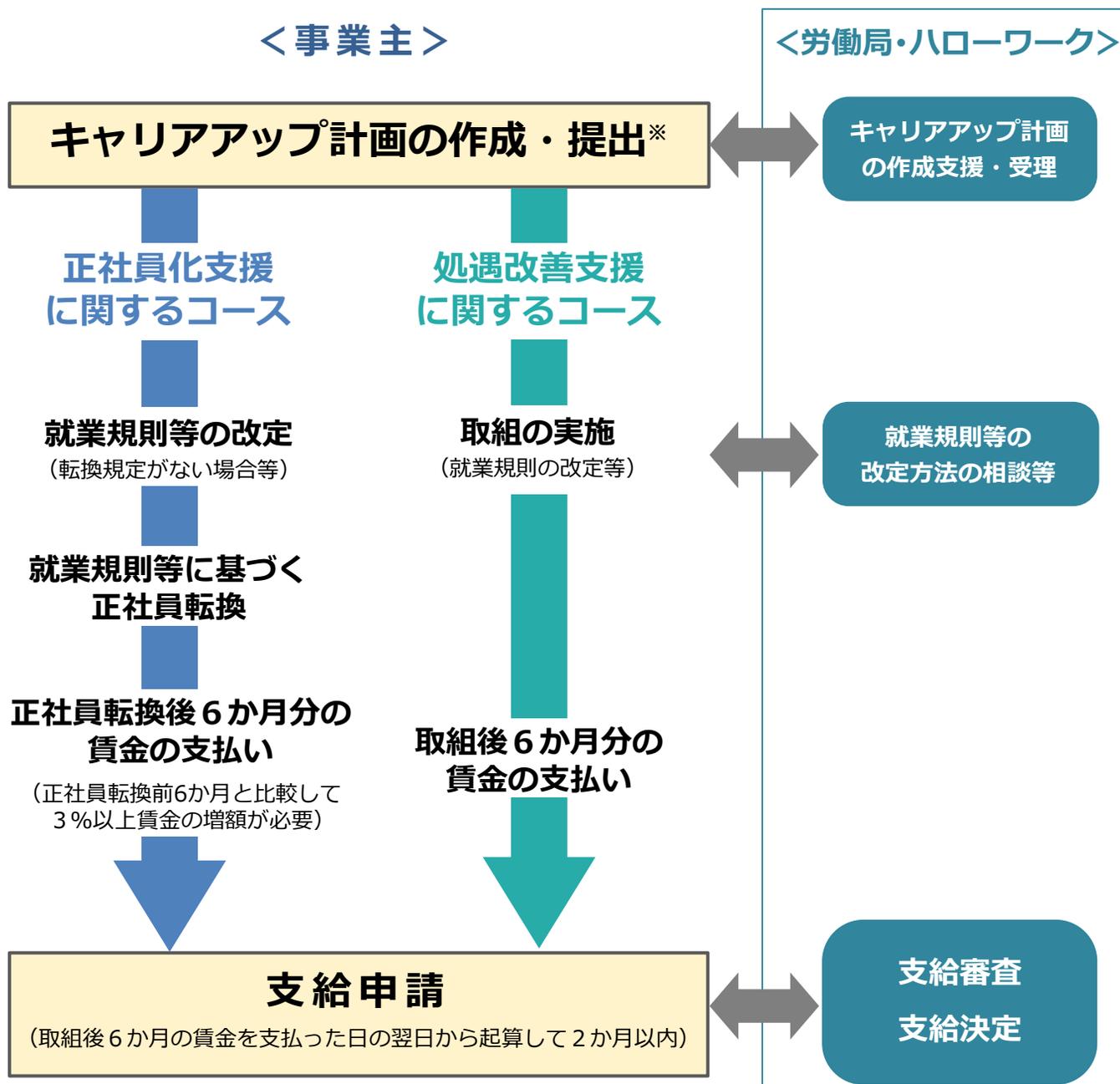
キャリアアップ助成金のご案内 (令和7年度)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいます。）といった、**非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

	助成内容	助成額					
		中小企業の場合	大企業の場合				
正社員化支援	正社員化コース 有期雇用労働者等を 正社員化(※) した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労働者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。 ※ 新規卒者で雇入れ日から起算して1年未満の者については支給対象外となります。		重点支援対象者*	左記以外	重点支援対象者*	左記以外	
		①有期 → 正規	80万円	40万円	60万円	30万円	
		②無期 → 正規	40万円	20万円	30万円	15万円	
		* a:雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b:雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c:派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円） ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算（注：勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上） 1事業所当たり40万円（大企業の場合、30万円）					
	障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を 正規雇用労働者等に転換 した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合					
		有期 → 正規	120万円		90万円		
		有期 → 無期	60万円		45万円		
		無期 → 正規	60万円		45万円		
		② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者以外の場合					
		有期 → 正規	90万円		67.5万円		
処遇改善支援 賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給の 賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合 （1人当たり）	3%以上4%未満	4万円		2.6万円			
	4%以上5%未満	5万円		3.3万円			
	5%以上6%未満	6.5万円		4.3万円			
	6%以上	7万円		4.6万円			
	※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円） ※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）						
賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と 正規雇用労働者との共通の賃金規定等 を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	60万円		45万円			
	賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に 賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	40万円		30万円		
		※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円（大企業の場合、12.6万円）					
社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合（1人当たり） ①新たに社会保険の被保険者となった際に、 手当支給・賃上げ・労働時間延長 を行った場合 ② 労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者 とした場合	手当等支給メニュー	50万円		37.5万円			
	併用メニュー	50万円		37.5万円			
	労働時間延長メニュー	30万円		22.5万円			

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、
各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



※ 計画の提出（支給申請）は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

- ◆ 支給要件の詳細や助成上限（人数・回数等）については、下記ご案内の厚生労働省ホームページよりご確認ください。
- ◆ 正社員化コース、障害者正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計金額です。

◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

◆ パンフレット、申請様式、Q&Aは厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金

検索

